平成２４年（フ）第２０７１号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目５番27号　ロイヤル俊徳Ⅱ208号
破産者　片岸　義廣
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０３号
徳島県阿波市阿波町森沢23番地１
破産者　吉田　良美
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７０号
横浜市港北区仲手原１丁目13番１―204号
破産者　生田比佐夫
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６０号
福井市高木北３丁目605番地１
破産者　葉山雅彦こと　李　　雅彦
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８８号
福井県丹生郡越前町上川去第２号14番地
破産者　谷口　康夫
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４９号
福井市勝見３丁目13番16号、開始決定時の住所福井市北四ツ居１丁目31番15号
破産者　北村さちゑ
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
北九州市八幡西区光貞台２丁目１番８―101号、開始決定時の住所北九州市八幡西区若葉３丁目１番28号
破産者　村田　裕幸
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０１３号
北九州市若松区青葉台南２丁目23番10号
破産者　鈴木　恵子
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４７号
北九州市八幡東区槻田１丁目１番21号　201号伊藤みゆき方
破産者　平野　登裕
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８９号
北九州市小倉北区都１丁目15番16号
破産者　酒井　　稔
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０９７号
札幌市北区篠路10条３丁目６番20号
破産者　向田　秋和
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０９６号
札幌市中央区南11条西８丁目２番１―503号
破産者　伊勢ヨウ子
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５６号
北海道江別市高砂町41番地の８　高砂駅前ハイツベレー102号
破産者　中嶋　和明
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４３４号
神戸市中央区二宮町３丁目４番11号、従前の住所神戸市兵庫区駅南通５丁目２番７―909号
破産者　山浦　義治
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２８号
鳥取県鳥取市福部町海士633番地１
破産者　井手野友美子
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２号
茨城県土浦市右籾1271　第４官舎Ｂ―401、開始決定時の住所鳥取県鳥取市浜坂２丁目13番14―302号　自衛隊浜坂宿舎302号
破産者　藪中　卓也
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４号
愛知県豊橋市中野町字二本松西34番地　２―504、開始決定時の住所愛知県豊橋市西幸町字幸136番地の18
破産者　大塚　保子
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部